

一時預かりの利用について

一時的に家庭での保育が困難となった場合、保育を必要とするお子さんをお預かりする一時預かりについて、他市町村において太子町在住の方もご利用いただける施設があります。

申込方法並びに利用料等については、各施設にお問い合わせください。

利用可能施設

市町村名	施設名	場所	問い合わせ先 電話番号
河南町	ぼけっとルーム（※）	河南町大字白木 1371 番地（保健福祉センター）	0721-93-2500（役場）
羽曳野市	四天王寺悲田院こども園（※）	羽曳野市学園前6丁目1番1号	072-957-7517
	ベビーハウス社協（※）	羽曳野市高鷲9丁目2番17号（ベビーハウス社協）	072-930-0240
	高鷲保育園（※）	羽曳野市南恵我之荘2丁目6番22号	072-953-3883
千早赤阪村	げんきこども園	千早赤阪村大字水分59	0721-72-7868
香芝市	ハルナ保育園	香芝市鎌田281番地1	0745-76-5541
	せいか保育園	香芝市北今市5丁目508番地	0745-77-5200
	旭ヶ丘せいか保育園	香芝市旭ヶ丘1丁目12-2	0745-79-1200
	ふたかみの森せいかこども園	香芝市畑2丁目1590-1	0745-71-7700
	せいか幼稚園	香芝市逢坂4丁目958番地	0745-77-8900
葛城市	當麻せいか子ども園	葛城市當麻 1626-1	0745-48-5100

上記一覧表は、太子町から比較的近い市町村の施設に限り記載しています。

その他の市町村にある施設の利用を希望される場合は、各自市町村のホームページ又は電話で利用可能が確認してください。

（※）太子町在住の方が利用した場合、割増料金がかかりますが、利用後、太子町に申請することで割増分のみ補助されます。

利用料（割増分）補助に係る申請方法及び申請期限

太子町一時預かり利用支援事業補助金交付申請書に利用料の領収書（利用明細及び割増金額がわかるものを含む）を添付のうえ、太子町役場子育て支援課に提出して下さい。

- ◎ 給食代（おやつ代）は補助対象外です。
- ◎ 利用可能施設一覧表の割増対象施設（※）を利用した場合に限り補助されます。

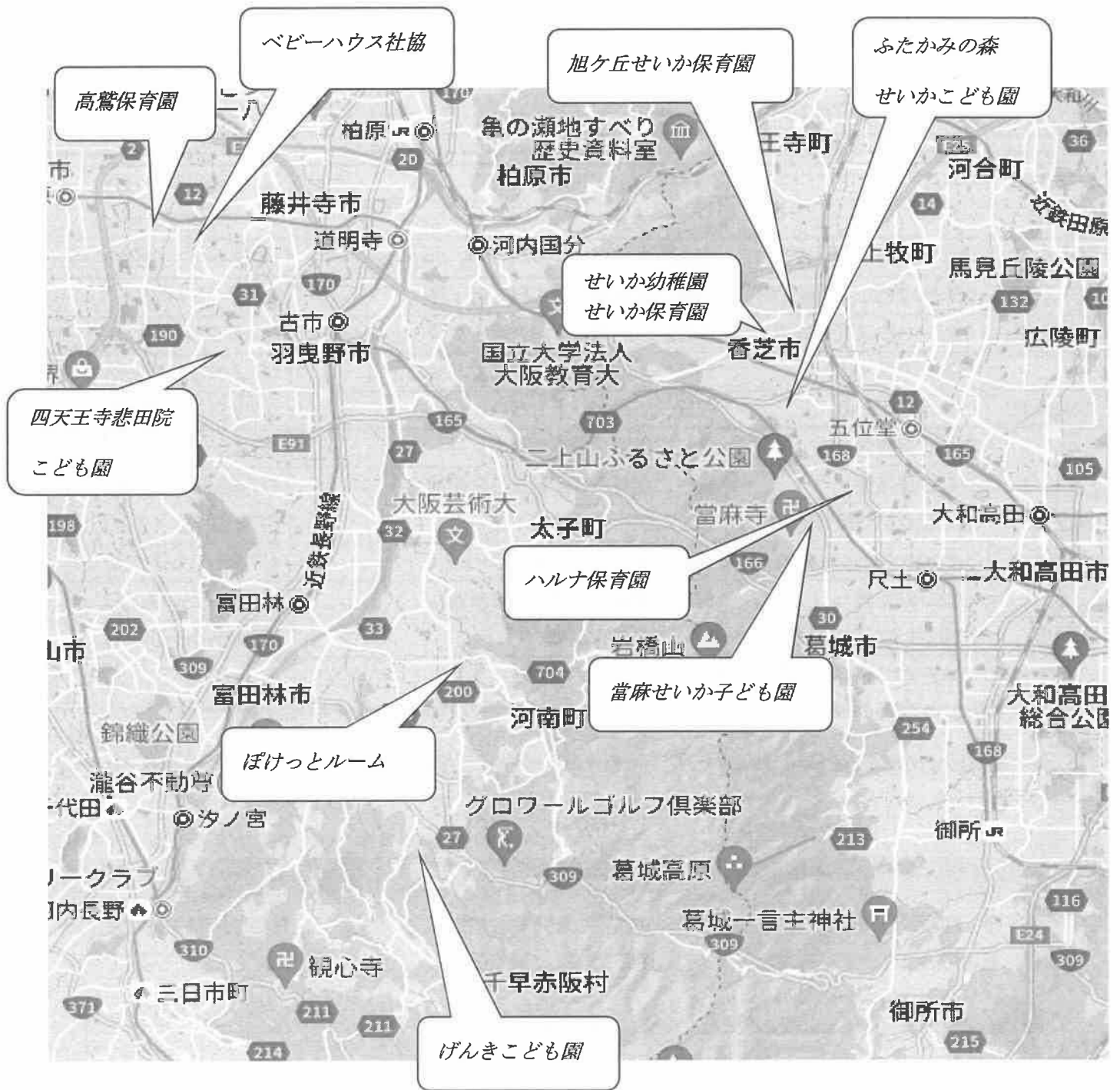
対象期間	申請期限
4月～6月分	7月末日
7月～9月分	10月末日
10月～12月分	翌年1月末日
翌年1月～3月分	翌年4月末日



【問合せ】

太子町 健康福祉部 子育て支援課（98-5596）

【地図】



※ 施設の正確な位置については、各自でご確認ください。